

教育長(13:30)

〉それではよろしく申し上げます。まず日程第1、報告事項1「会議及び諸行事報告」について説明をお願いいたします。

管理課長

〉それでは日程第1、報告事項1、会議及び諸行事報告についてであります。3月24日から4月27日までの報告になります。

(議案1頁により説明)

〉以上、教育委員関係の会議及び諸行事を報告させていただきました。2頁の事務局職員関係については説明を省略させていただきます。

教育長

〉この件に関して確認等がありましたら発言をお願いします。

(各委員「ありません」)

教育長

〉続きまして、報告事項2、令和4年度教職員人事異動について説明をお願いします。

管理課長

〉報告事項2、令和4年4月1日付け教職員人事異動についてであります。3ページをお願いいたします。3月の教育委員会会議でも説明しておりますので、教員補助員と教科指導助手について説明いたします。今年度、教員補助員は5名、教科指導助手は2名の予算措置をしておりますが、現在、教員補助員が広尾小3名、教科指導助手については広尾中1名となっております。以上で説明を終わります。

教育長

〉この件に関して何か確認等がありましたら発言をお願いします。

(各委員「ありません」)

教育長

〉次に報告事項3、令和4年度準要保護児童生徒(中学3年修学旅行費分)の認定について、説明をお願いします。

管理課長

〉報告事項3、令和4年度準要保護児童生徒(中学3年修学旅行費分)の認定についてであります。4ページをお開き願います。認定年月日は令和4年4月1日であります。申請のあった全件について認定をしております。別冊で配布しております令和4年度準要保護児童生徒(中学3年修学旅行費分)の認定資料をご覧ください。準要保護いわゆる就学援助を認定するにあたって、認定要件を満たしている者について教育長専決で認定をしております。以上、報告とさせていただきます。

教育長

〉この件について、ご質問等がございましたら発言をお願いします。
(各委員「ありません」)

教育長

〉続きまして、日程第2、議案第1号、広尾町学校運営協議会委員の補充任命について説明をお願いします。

管理課長

〉それでは、6ページ、議案第1号、広尾町学校運営協議会委員の補充任命についてであります。広尾小学校においては、PTA役員の変更によるものであります。豊似小学校においては、同じくPTA役員の変更によるものであります。広尾中学校については、PTA役員の変更とCS担当教員を増員するものであります。任期については、前任者の残任期間となっております。7ページに補充任命後の委員名簿を付けさせていただいております。以上で説明を終わります。

教育長

〉議案第1号について、ご質問等がございましたら発言をお願いします。
(各委員「ありません」)

教育長

〉それでは日程第3、議案第2号、広尾町学校給食審議委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

学校給食センター所長

〉それでは、8ページをお願いいたします。広尾町学校給食審議委員会規則第3条の規定により委員の委嘱について教育委員会にお諮りするものです。1番の任期満了となる委員につきましては9ページの別紙1が任期満了となる委員であります。任期満了年月日については令和4年4月30日です。新たに委員として委嘱する者につきましては10頁の別紙2となります。このうち新規に委嘱する者は4名となっております。委嘱年月日につきましては令和4年5月1日です。任期につきましては令和4年5月1日から令和5年4月30日までの1年間となります。以上で説明を終わります。

教育長

〉議案第2号について、ご質問等がございましたら発言をお願いします。
(各委員「ありません」)

教育長

〉それでは日程第4、議案第3号、広尾町社会教育委員の委嘱について説明をお願いします。

社会教育課長

〉 11ページをお願いいたします。議案第3号、広尾町社会教育委員の委嘱についてであります。4月26日で任期満了をむかえました委員について、12ページの別紙2のとおり全委員を再任として令和4年4月27日から令和6年4月26日までの2年間、委員として委嘱するものであり、本委員会に諮るものであります。以上で説明を終わります。

教育長

〉 議案第3号について、ご質問等がございましたら発言をお願いします。
(各委員「ありません」)

教育長

〉 それでは日程第5、議案第4号、広尾町野塚交流館の設置及び管理運営に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について説明をお願いします。

社会教育課長

〉 13ページをお願いいたします。議案第4号、広尾町野塚交流館の設置及び管理運営に関する条例施行規則を廃止する規則の制定についてであります。野塚交流館につきましては現在は社会教育課で所管しているところでありますけども、今後、町農林課へ所管換えをして施設利用を行うため、町において新たに規則を制定するため、教育委員会で定めている規則を廃止するものであります。以上であります。

教育長

〉 議案第4号について、ご質問等がございましたら発言をお願いします。
(各委員「ありません」)

教育長

〉 次に日程第6、議案第5号、広尾町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について説明をお願いします。

管理課長

〉 14ページ、議案第5号、広尾町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定についてであります。15ページの新旧対照表をご覧ください。第6条「教育機関・施設」で第11号広尾町野塚交流館とありますが、以前の教育委員会会議でご説明したとおり使用用途を変更し町部局農林課の所管となることから、この号を削除し、それ以降の号を繰り上げ、16ページ、別表第2の2からも野塚交流館を削除するものであります。以上で説明を終わります。

教育長

〉 議案第5号について、ご質問等がございましたら発言をお願いします。
(各委員「ありません」)

教育長

〉次に日程第7、議案第6号、広尾町教育委員会事務局職員の人事異動について説明をお願いします。

管理課長

〉17ページをお願いします。議案第6号、広尾町教育委員会事務局職員の人事異動についてであります。18ページをお開き願います。社会教育係花本主事と小柳主事の2名について兼ねて社会教育主事の発令をしたいとしますのでございます。この2名につきましては、大学在学中に文部化学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得済みであり、社会教育に係る事務に1年以上従事したため社会教育主事の資格要件を満たしたものであります。発令日につきましては、5月1日としたいものであります。以上で説明を終わります。議決方よろしくお願いいたします。

教育長

〉議案第6号について、ご質問等がございましたら発言をお願いします。
(各委員「ありません」)

教育長

〉日程第8、その他ですけれども全体を通して何かありますでしょうか。
(各委員「ありません」)

なければ、以上をもちまして第1回広尾町教育委員会会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。

(13:57)

この会議録は、令和4年4月28日に開催の教育委員会会議の確定に基づいて作成した。
(当日の議案は別紙のとおり)

教育長 菅原 康 博

教育長職務代理者 中 村 孝 夫

(令和4年5月10日調製)

管理課長